平成２８年（フ）第４２号
大分県日田市大字高瀬731番地１
債務者　中野　耕輔
１　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第３４４号
宮崎市丸島町４番３号　第６シャトーモリオカ612号、前住所宮崎県日南市大字楠原528番地
債務者　倉永　史郎
１　決定年月日時　平成28年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６０号
宮崎県児湯郡木城町大字高城4177番地１　中河原住宅212号
債務者　海老原京子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５７号
宮崎県日向市大字塩見1309番地　市営新財市住宅７棟11号
債務者　河野さおり
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１５８号
宮崎県日向市江良町２丁目88番地　203号
債務者　松本　博文
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４００号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目３番11号（プレジデントハイツ豊富303号）
債務者　岡元　静香
１　決定年月日時　平成28年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４０７号
鹿児島県鹿児島市新栄町23番33号（西牟田アパート201号）
債務者　福田　智子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
兵庫県明石市魚住町清水16番地の１　タウンハイツⅢ－103号、前住所兵庫県明石市魚住町清水548番地の１　サンハイム西海103号
債務者　辻井　清子
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
神戸市西区王塚台６丁目101番地　第２桃原ハイツ205号
債務者　川部　博見
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２４５号
さいたま市岩槻区美幸町５番29号　スリーハイツ202号室、旧住所東京都江戸川区東葛西１丁目７番４号　コーポ清守202
債務者　押切　正美
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
富山市掛尾町204番地１　サン・ステージ掛尾Ｂ棟102号、前住所富山市黒崎227番地１　セントポーリア105号
債務者　横山　剛史
１　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
富山市向新庄町１丁目15番45号
債務者　平邑　玲子
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３９号
千葉県柏市南逆井４丁目７番26号　小林荘１号
債務者　坪井　勇一
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２５２号
長崎県長崎市界２丁目16番３－102号、旧住所長崎県長崎市新地町８番11号　黄ビル301号
債務者　山下　常道
１　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
鹿児島県伊佐市大口金波田1031番地７
債務者　秋丸　　舞
１　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第８７３９号
東京都練馬区東大泉４丁目21－９－203
債務者　橋本　建太
１　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部